

令和 3 年度 国土交通省関東地方整備局

関係部局が連携した居住支援の推進

～多様な住宅確保用配慮者への支援を見据えて～

株式会社あんど
共同代表 西澤 希和子

不動産と福祉の2人が代表を務めている居住支援法人です

西澤 希和子

株式会社山盛 取締役
(山盛ホールディングス)

宅地建物取引士
相続支援コンサルタント
ハウジングライフプランナー
不動産後見アドバイザー

(一社)全国住宅産業協会
後見人制度不動産部会
委員長

(一社)全国居住支援法人協議会
運営委員
研修委員会 委員長

友野 剛行

株式会社ふくしねっと工房
代表取締役

一般社団法人千葉県相談支援
事業協会 副理事長

船橋市障がい者相談支援事業
所連絡協議会 副会長

(一社)全国居住支援法人協議
会 運営委員
研修委員会 委員長

株式会社あんど

■住宅確保要配慮者居住支援
法人
(千葉県指定0003号)

■家賃債務保証業登録事業者
国土交通大臣(1)61号

■賃貸住宅管理業者
国土交通大臣(1)5425号

■宅地建物取引業者
千葉県知事(1)17198号

■一般・特定相談支援事業者
(障害者総合支援法)

設立までの経緯

西澤希和子

不動産・建築業の経営
認知症高齢者グループ
ホームの運営

刑余者の就労受入企業
困窮者へ仕事住宅提供

東京大学
市民後見人養成講座講師
全住協後見制度不動産部会
委員長

友野剛行

障害福祉サービス
業を経営

おもに緊急対応を必要と
する障がい者等に住まい
の場所を提供

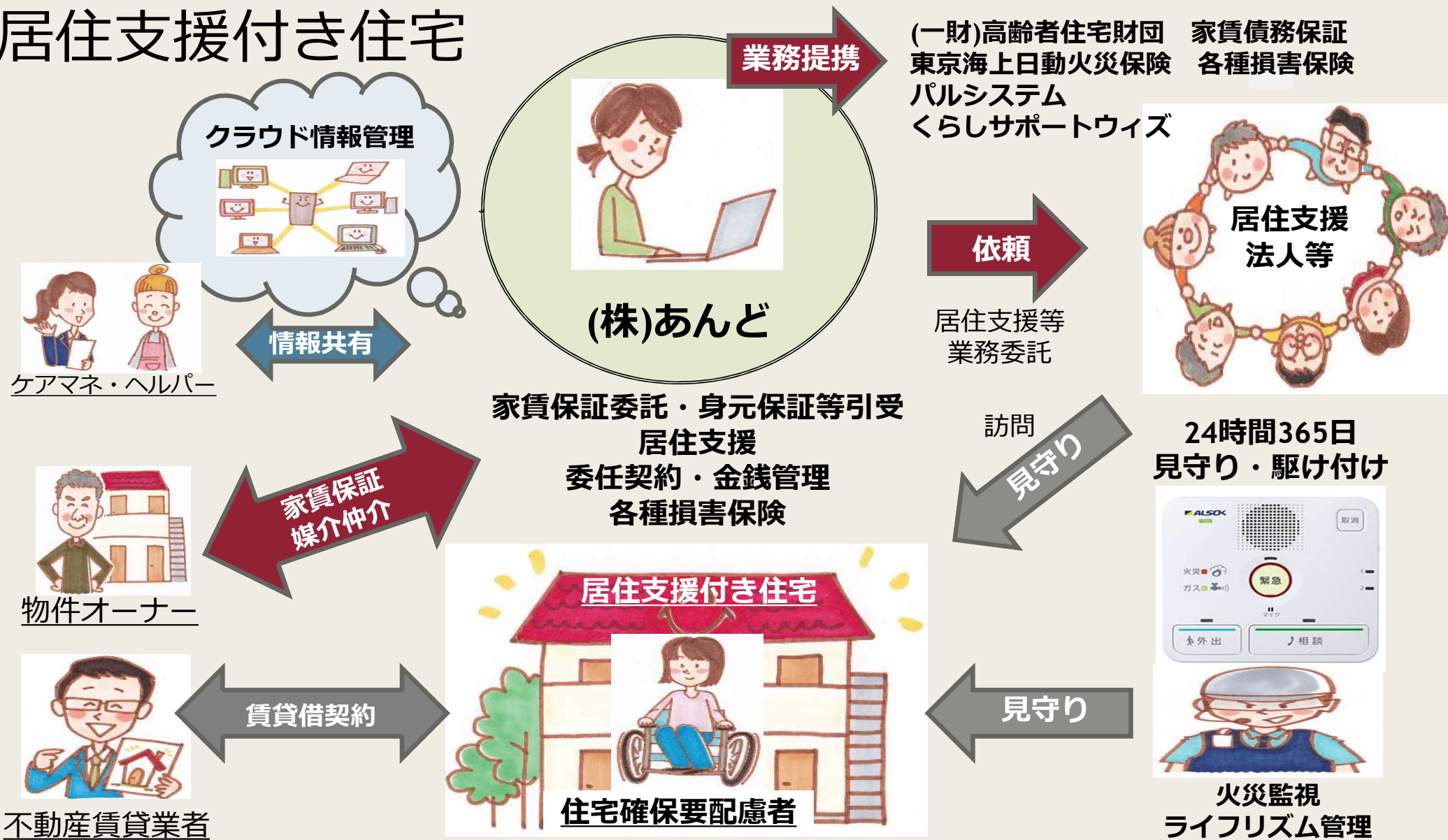
経営するグループホーム
等が30か所を超え<一
人暮らし>支援を模索

賃貸保証が通らない
《貸せない借りれない》

**「共同代表」という形で、
保証が通らない方に特化し
た賃貸保証会社を独自に立
ち上げよう！**

株式会社あんど設立
平成29年3月

居住支援付き住宅



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

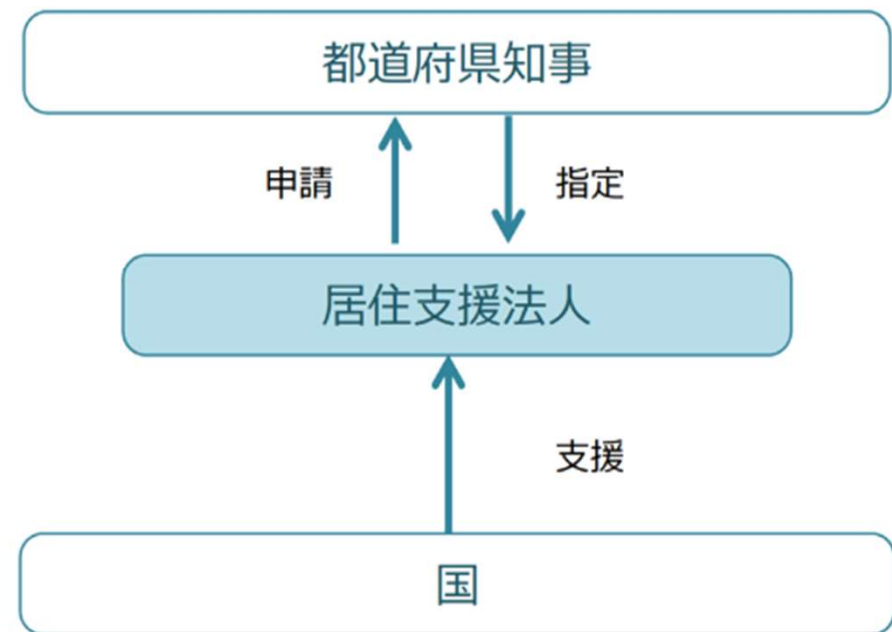
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】

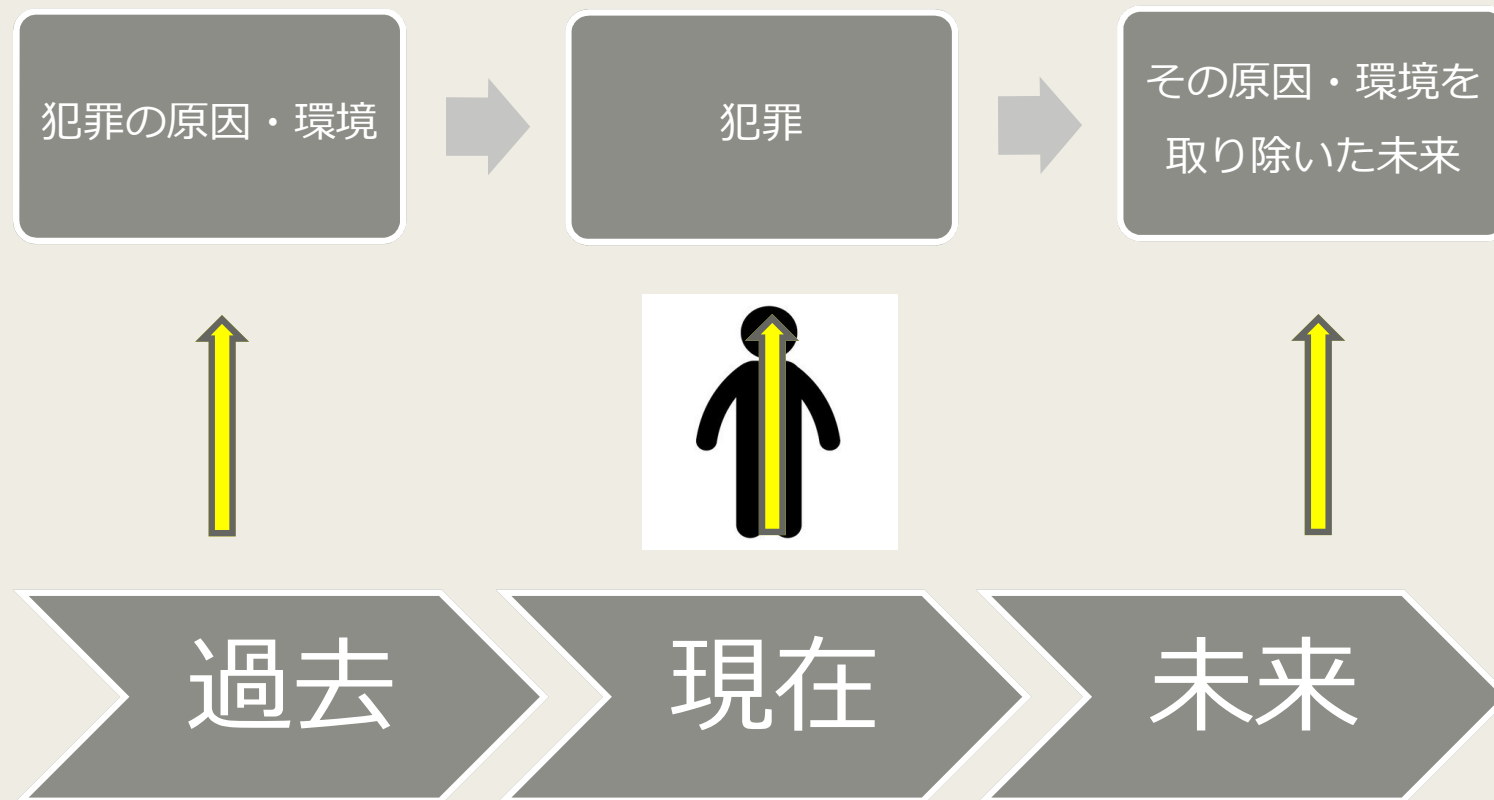


居住支援法人の刑余者 (更生保護施設出身者・仮釈放者・満期釈放者) 受け入れは、なかなか進んでいない

- 福祉系居住支援法人
 - ⇒一般の福祉事業者は「刑余者」は「NO」
- 不動産系居住支援法人
 - ⇒「刑余者」と知ると通常賃貸物件は貸してくれない
- 家賃債務保証系居住支援法人
 - ⇒「刑余者」は家賃保証の対象として認めない
- ボランティア系居住支援法人
 - ⇒入居後に寄り添うことはできる
 - その前の賃貸物件の契約がなかなか難しい

「あんど」はなぜ 刑余者を受け入れる事が出来るのか？

- 「罪」でなく「人」を真ん中におくオーダーメイドな支援



その人の過去と現在から、犯罪につながる原因をつかみ、それを取り除いた生活環境をオーダーメイドで作るのです。



「あんど」はなぜ、刑余者を受け入れることができるのか？ その2

そもそも

西澤希和子（不動産・建設業）
友野剛行（障害福祉サービス業）

これまで多くの刑余者を支援していた

友野のふくしねっと工房の場合

父親殺害で4年の
実刑の40代男性

- ・発達障害で就労困難。
- ・20年の引きこもり。父親の強圧的教育。
- ・40年間従順だったがたった一度の反抗⇒死

- ・グループホームで暮らす
- ・パン工房での福祉就労
- ・得意な絵で店の看板のデザインを担当

連続婦女暴行、執
行猶予の20代男
性

- ・武道一家の厳格な家庭で、交友関係も制限
- ・軽度知的障害
- ・AVと実際の女性の未区分⇒AV通りの行動

- ・保護観察所の性犯罪防止プログラム
- ・グループホームで暮らす
- ・余暇支援で付き合い方を学ぶ。

その後ヘルパー取得を支援し、現在はヘルパー補助員として活躍。

多重窃盗で執行猶
予判決を受けた
20代女性

- ・父が再婚した義母との関係が悪く何度も家出
- ・劣悪な無料低額宿泊所(男女混合型)から脱出
- ・空腹に耐えきれず窃盗

- ・福祉作業所の支援員見習い(調理員)として雇用。その後正規支援員へ。
- ・見守り可能な住宅の提供。一人暮らし。

(注) 代表的な事例の中から、事例の本質を損なわない範囲で再構成したもの。以後のスライドの事例も同じ。

西澤の山盛ホールディングスの場合

交通刑務所に入ってしまった
戻り所も無くなった30
代の男性

無免許運転を繰り返した事で、
大きな事故を引き起こし、家族
から見放されて戻り場所もな
い

弁護士からの依頼で、住まいと
仕事を提供。今では管理職にな
り、安定的な生活を送っている。

窃盗・暴行を繰り返し少
年院から出てきた10代の
少年

小学校高学年から登校拒否。窃
盗や暴行事件を繰り返し、少年
院から親も引き取り拒否

仮設・足場の親方として、家族
も持ち、新築の家も購入する事
が出来た。

以前暴力団に入っていた
為に更生したくても家も
仕事も無い40代の男性

暴力団時代に2度の刑務所暮らしを送り、暴力団を抜け出した後も、ろくな仕事に就けず、自暴自棄となっていた

建設業の仕事を見習いから始めて、今ではグループ会社の役員まで務めるようになった。

株式会社あんどの刑余者等に対する 居住支援の実際



Support your life

殺人・殺人未遂で合計20年以上服役 満期出所でてきた70代男性

- 出所後、行政窓口相談するが、以前住んでいた町、住民票のある町など、たらい回しにされ、住所不定のまま一ヶ月以上経過。
- 所持金も少なくなり途方に暮れていた。
- 生活困窮者支援の窓口から「あんど」に依頼。
- 本来は気さくで面倒見のいい性格だが、飲むと人格が変わり、ケンカ腰になる。



- 居住支援付き住宅の提供
定期的な連絡や訪問
- スマートフォンの貸与と使い方を
レクチャー
日常の連絡が可能に
- 断酒会への自主的な参加
- 荷物運びや除草作業などの仕事を
随時依頼し、「役に立つ喜び」の
提供
- 障害者施設で支援者として就業中

何十年にわたり窃盗を繰り返し、複数回刑務所を出入りしていた、60代の男性

- 刑務所から直接「あんど」に相談。
- 兄弟がいるが受け入れ拒否のため、帰るところがなく、満期出所にならざるを得ない。
- 結婚していた時もあったが、仕事が続かず離婚。
- 窃盗、万引きを繰り返し生活をしていた。
- 何度反省しても、孤独から再度犯罪へ。



- 満期前に時間をかけた面接を行った
- 本人の要望などを聞いたことにより準備する事が出来た
- 出所時に迎えに行きコミュニケーションを図る
- 持病があり就労は難しい
- 孤独からの回避の為に寮へ入居
- 毎日支援者との会話や関りで、落ち着いた生活が送れている

コンビニ強盗未遂だが執行猶予判決を受けた20代男性 家族は受け入れを拒否

- 未成年でコンビニ強盗を行い逮捕。
- 鑑別所に入ったが初犯で素直の為、身元引受人がいれば仮退院となる予定だったが。
- 親は引受拒否。
- 弁護士からあんどへ相談。
- 鑑別所へ数回面談を行い本人との意思の疎通を図った。



- 障害者グループホームの世話人や、和食料理店の見習い、寮付きの建設業など複数の仕事・生活の場を経験
- その中でやりたいことを見つけ本人の意思で職場を決めた
- 鑑別所内での本人の希望は飲食店勤務だったが、障害者支援事業所へ就職
- 仕事を続けることで親とも連絡が取れるよう